

令和2年度 第1回 さいたま市大宮盆栽美術館運営委員会 会議録

- 1 日時 令和3年3月19日(金) 10時から正午
- 2 場所 大宮盆栽美術館 2階 講座室
- 3 出席者 (1) 委員(8名)(五十音順)  
池田伸子委員、大和田昌宏委員、加藤和男委員(代理 島田邦弘)、  
小島孝夫委員、澤田稔行委員、高岡裕治委員(代理 荒木肇)、  
高嶋修一委員(議事より参加)、谷中智恵子委員  
(2) 事務局  
スポーツ文化局 大西局長  
文化部 野口部長  
大宮盆栽美術館 老川館長、山田盆栽管理官、栗澤副館長、石井係長、  
田口係長(学芸員)、林主査(学芸員)
- 4 公開・非公開の別 公開
- 5 傍聴人の数 0人
- 6 内容
  - (1) 開 会
  - (2) 挨拶 大宮盆栽美術館長
  - (3) 委員長及び副委員長の選出 委員互選により、委員長に小島委員、副委員長に大和田委員選出
  - (4) 報 告
    - ①大宮盆栽美術館の概要について 【資料1】
    - ②令和2年度大宮盆栽美術館展覧会事業等について 【資料2】
    - ③スマートフォンを利用した展示解説について 【資料3】
    - ④撮影エリアの拡大について 【資料4】
  - (5) 議 事
    - ①令和3年度大宮盆栽美術館の主な事業について  
・展覧会事業等 【資料5】  
・リニューアルに向けた事業 【資料6】
  - (6) その他
  - (7) 閉 会

<議事内容要約>

報告① 大宮盆栽美術館の概要について

事務局から資料1について説明。

委員長 大宮盆栽美術館の概要について意見をお願いしたい。

委 員 特になし。

委員長 報告①については、終了とする。

報告② 令和2年度大宮盆栽美術館展覧会事業等について

事務局から資料2について説明。

委員長 令和2年度大宮盆栽美術館展覧会事業等について意見をお願いしたい。

委 員 特になし。

委員長 私から1つお尋ねしたい。盆栽美術館にとって、盆栽という植物をどのように維持管理していくのかということは、大きな事業だと考えます。来館者を前提とした事業の内容は良くわかりましたが、盆栽の維持管理について詳しく教えていただきたい。

事務局 盆栽の育成管理については、盆栽技師である主任級の職員2名と山田盆栽管理官に管理の統括をしていただいております。ただ、所蔵する盆栽125点のほか、小品盆栽や草ものなどを合すると300点近くになる当館の盆栽を2名で管理するのは難しいため、近隣の盆栽園でつくる大宮盆栽協同組合と委託契約を結び、盆栽の職人を派遣してもらっております。例えば、大雪や台風などの時は、組合から大勢きてもらって、盆栽の移動を行うなど対応しております。

委員長 ありがとうございます。委員の方から他に質問等は、無いでしょうか。

委員 特になし。

委員長 報告②については、終了とする。

#### 報告③④ スマートフォンを利用した展示解説について、撮影エリアの拡大について

報告③④は関連があるため、事務局より資料3、4について一緒に説明。

委員長 スマートフォンを利用した展示解説について、撮影エリアの拡大について併せて意見ををお願いしたい。

委員 来館者のために良い取組だと思う。スマートフォンを利用した展示解説について利用可能なOSを教えていただきたい。

事務局 アンドロイドとiPhoneとなっております。

委員 実際に使った方の反応やご意見をお聞きしたい

事務局 滞在時間が延びた事や若い方が多く使っている印象です。

委員長 報告③④については、終了とする。

#### 議事① 令和3年度大宮盆栽美術館の主な事業について 展覧会事業等

事務局から資料5について説明。第30回 作家展について山田盆栽管理官より意気込み。

委員長 展覧会事業等について意見ををお願いしたい。

委員 特別展「ニッポンの盆上芸術2021」について詳しく教えていただきたい。

事務局 東京2020大会に合わせて、外部の出品者から資料をお借りして展示いたします。会場は、盆栽も展示することから、コレクションギャラリーで実施いたします。オリンピックの開会式の前の週から始め、盆栽と相通ずる水石、盆石、盆景の縮景の美を、それぞれの解説パネルとともに紹介するものでございます。

委員長 私の方からも、調査研究活動について詳しくお聞きしたい。

事務局 調査研究活動については、展覧会数が多かったため、手が付けられなかった事業になります。その反省から、展覧会数の減少と調査研究活動の充実を考えております。調査研究活動については、4年後の大宮盆栽村開村100周年に向けて、これまで少しずつ進めてきた大宮盆栽村の歴史と文化について、改めて資料の発掘と調査を実施したいと考えております。その他、所蔵盆栽の来歴、技術史、海外の盆栽普及に関することを研究活動としたいと考えております。

委員長 4項目を前提に進めていくという事でよろしいでしょうか。

事務局 当面は大宮盆栽村100周年に向けた調査研究を進めていくつもりです。その他3項目についても、美術館の重要な調査項目であると考えております。

- 委員 普及事業のオンライン開催について、運営方法を教えていただきたい。夏休み子どもワークショップは、オンラインではないようですが、オンライン子どもワークショップと夏休み子どもワークショップの違いを教えていただきたい。
- 事務局 オンラインワークショップについては、実施に向けて、さまざまな機材を導入しております。Zoomの基本機能だけでは、画像の問題やカメラの転換など、受講者にわかり辛い事があること、通常のワークショップでは、講師が手を添えて教える必要があることなど、講義の技術的な課題と通信技術の課題があります。通信技術の課題に対しては、機材を導入してわかりやすい講座になるよう研究しております。講義の技術的な問題については、講座の内容をより簡易なものになるよう材料等をキット化して1鉢つくれるような、初めての方を対象としたワークショップとしております。次に、オンライン子どもワークショップと夏休み子どもワークショップの違いですが、夏休み子どもワークショップについては、まだ検討段階となっております。オンラインでの開催や、手を添えないでもできるワークショップをこれまで開催しておりますので、例えば、葉っぱをスタンプのように使ってバックに押しってもらうような、新型コロナウイルス感染拡大の危険が少ないと考えられるものは開催ができるのではないかと検討している段階でございます。
- 委員 ありがとうございます。さらに1つ質問させていただきたい。オンラインで簡易な物にするとの事ですが、盆栽自体は、受講者が購入して家で実施するという事でよろしいでしょうか。
- 事務局 受講者が使う材料については、苗木、鉢、鉢に苗木を固定する針金などのキットを当館で購入してもらい、ご自宅で講義を視聴してもらって実施するようになっております。
- 委員長 他に御質問ありますでしょうか？
- 委員 特になし。
- 委員長 それでは、展覧会事業等について、修正等の御意見はありませんでしたので、原案のとおり承認されました。

## 議事② 令和3年度大宮盆栽美術館の主な事業について リニューアルに向けた事業

- 事務局から資料6について説明。
- 委員長 リニューアルに向けた事業について意見をいただきたい。
- 委員 周辺の市有地・県有地の活用とありますが、隣地の自治人材開発センターなどの敷地活用の話はさいたま市で議論が進んでいるのでしょうか。
- 事務局 大宮盆栽美術館は県の土地を無償で提供いただきながら、運営しておりますので、埼玉県と協力関係にあると考えております。隣地の自治人材開発センターの敷地について、埼玉県とさいたま市に大宮盆栽協同組合から要望書が提出されておりますが、具体的にさいたま市で何かの検討が進んだという事ではございません。今後、検討していくに当たっては、埼玉県と相談しながら、また、運営委員会にも御報告しながら進めていくことになると考えております。
- 委員 3点お聞きしたい。1つは、具体的に市有地・県有地を含めて何を作るのでしょうか。ハード面でどのように盆栽を発信していくのでしょうか。もう1点として、後継者の問題。盆栽園の後継者の育成について、どのような支援をしていくのでしょうか。各盆栽園は現状大丈夫なのでしょうか。

- 最後に、さいたま市に、鉄道博物館、盆栽美術館、岩槻人形博物館とあるので、点から面として、さいたま市の文化を発信するという考えが加わっているのでしょうか。
- 事務局 まず、1点目については、具体的な事が決まっている訳ではございません。埼玉県などと御相談しながら、来年度から考えていこうということでございます。2点目の後継者問題についてですが、さいたま国際盆栽アカデミーのスタートした目的については、後継者の育成もあったと考えております。市の中でも、経済局が産業振興を担当しておりますので、関係部署と連携を取りながら、アクションプランを作っていこうと考えております。3点目については、さいたま市の文化振興については、文化振興課がありますが、来年度より文化政策係という係を1つ増やします。係を増やす目的の1つとして、昨年度岩槻人形博物館が完成したことから、鉄道、盆栽、人形、漫画の4つ文化施設ができましたので、4つの魅力発信を使命として掲げております。来年度より4つの文化資源を総合的に考えながら、相乗的に発信していこうと考えております。
- 委員 2ページ目のソフトに関する事について、盆栽の文化財指定、盆栽学会の設立とありますが、国の指定や市の指定などがあると思いますが、どのような考えがあるのでしょうか。また、日本盆栽協会においても、世界遺産の署名活動を行っておりますが、どのように関係しているのでしょうか。
- 事務局 文化財指定については、市の教育委員会と相談させていただいておりますが、来年度以降の事業ですので、具体的には決まっております。こういった事もリニューアルの視点として挙げさせていただきました。もう1つの日本盆栽協会の活動についてですが、日本盆栽協会とも連携しておりますし、国会議員の中にも盆栽議員連盟がありますので、状況説明などをしております。国としても指定はできないかをご相談はさせていただいておりますが、なかなかハードルが高いようで、進捗はありませんが、このことについてもリニューアル計画で検討していきたいと考えております。
- 委員長 リニューアルに向けた方向性を示していただいたという事でよろしいでしょうか。特に御意見がなければ承認いただいたという事でよろしいでしょうか。なお、リニューアル計画を考える時に、さいたま市の文化財保存活用地域計画に、盆栽美術館や盆栽村をどのように位置づけるかを協議しながら調査・研究を進めていただきたい。特に修正等の御意見はありませんでしたので、リニューアルに向けた事業も原案のとおり承認されました。予定していた報告、審議内容はすべて終了いたしました。

さいたま市  
大宮盆栽美術館

年報

第10号

(抜粋)



令和元(2019)年度

さいたま市  
大宮盆栽美術館



# I 概 要

## 1 設立の経緯

盆栽は、今日では日本が世界に誇るものとして、多くの人びとに親しまれている伝統文化である。大正12年（1923）の関東大震災を契機として誕生した、さいたま市北区内の「大宮盆栽村」は、日本屈指の盆栽園が集まる地域として、国内はもとより世界各国の盆栽愛好家の間でその名が知られている。

この貴重な地域資源である盆栽文化の振興・活用を図るため、さいたま市誕生以前の旧大宮市では、盆栽村地区及びその周辺一帯を文化・歴史・観光の拠点として整備する「盆栽公苑構想」を策定し、埼玉県との共同事業である「国際大宮盆栽会館（仮）」の整備を中心に、推進が図られた。平成13年にさいたま市となってからも、事業を継続し、埼玉県との共同事業によって、「盆栽公苑構想」の再構築を図り、平成17年3月、「さいたま市盆栽文化振興・活用基本構想」を策定した。

ここでは、盆栽文化の振興・活用を目的として、個性豊かな生活文化活動の推進、緑あふれるまちづくり、個性あふれる、愛着の持てるふるさとづくり、盆栽に関する産業の振興などを掲げた。また、盆栽文化の普及と活性化という振興戦略及び盆栽をテーマとした地域の活性化という活用戦略を設定し、その実現に向けた連携の仕組みとして、盆栽文化ネットワークを構築することとした。

このような視点のもと、平成18年度にさいたま市盆栽関連施設等基本計画を策定、平成19年度に旧高木コレクションの盆栽100点を含む資料523点を一括して購入した。大宮盆栽美術館は、こうした資料の調査研究、情報発信等を行うための拠点施設として整備されることになり、平成20年（2008）10月着工、平成22年（2010）3月28日、総合的な盆栽文化を発信する世界で初めての公立の「盆栽美術館」として開館した。

## 2 方 針

盆栽を中心として、盆器、水石、絵画資料、歴史・民俗資料などの紹介により、さいたま市の伝統産業にも指定されている盆栽の文化を、ひろく内外に発信することを目的に活動する。

活動の柱として、以下の3つの方針を掲げる。

### 1 盆栽に関わる研究センター

盆栽の歴史や意義を、多様な観点から研究してわかりやすく公開し、講座、講演会などの普及事業を開催する。

### 2 さいたま市の新しい観光拠点

盆栽のすばらしさに気軽に触れられる、さいたま市の新たな観光拠点を目指す。

### 3 盆栽産業活性化の一助

多くの方が盆栽に親しむきっかけをつくることで、伝統産業の活性化をはかる。

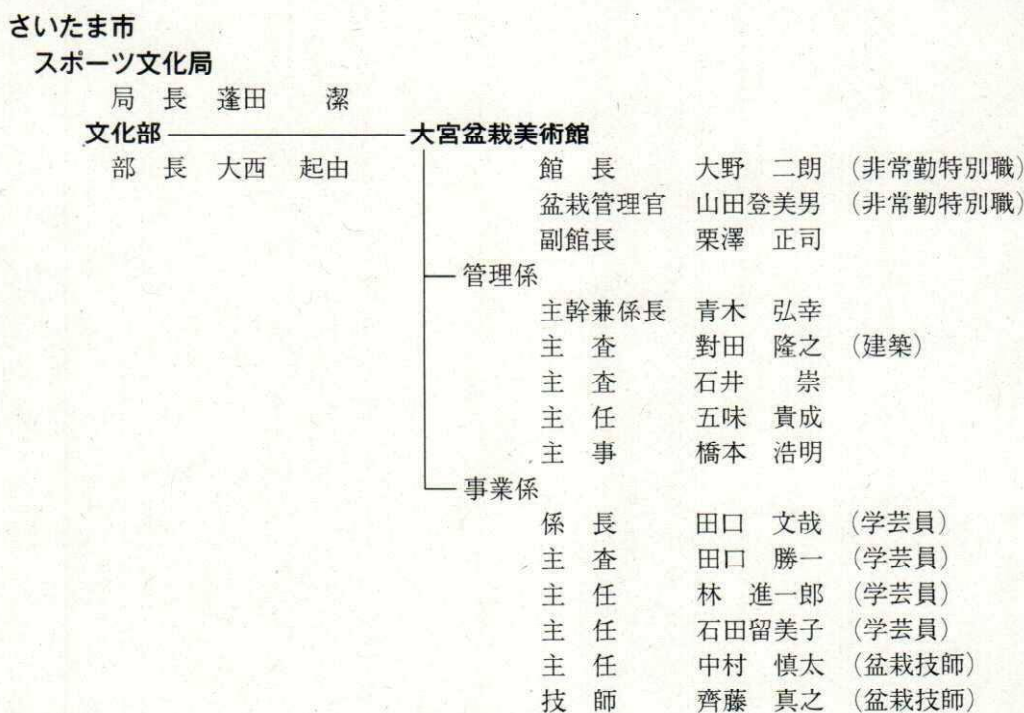
## 3 沿 革

平成18年(2006) 3月	文化芸術振興計画の策定（盆栽関連施設等事業を推進）
平成19年(2007) 3月	盆栽関連施設等整備基本計画の策定
平成19年(2007) 7月	埼玉県と盆栽関連施設に係る協定書の締結
平成19年(2007) 9月	埼玉県と土地無償賃貸契約の締結
平成20年(2008) 2月	旧高木コレクション（523点）購入
平成20年(2008) 4月	文化施設建設準備室設置
平成20年(2008) 10月	建設工事着工



平成21年(2009) 4月	大宮盆栽美術館開設準備委員会設置
平成21年(2009) 6月	さいたま市大宮盆栽美術館条例制定
平成22年(2010) 10月	文化施設建設準備室大宮盆栽美術館開設準備担当配置
平成22年(2010) 1月	大宮盆栽美術館竣工
平成22年(2010) 3月	さいたま市大宮盆栽美術館条例施行規則制定
平成22年(2010) 3月	さいたま市大宮盆栽美術館開館
平成24年(2012) 1月	音声ガイド導入(同年4月から英語、中国語、韓国語を加えた4カ国語対応)
平成25年(2013) 4月	さいたま市大宮盆栽美術館ボランティア解説員設置
平成25年(2013) 7月	公式 Facebook 開設、運用
平成26年(2014) 4月	さいたま市大宮盆栽美術館運営委員会規則施行・設置
平成27年(2015) 3月	英語版ページを拡充した改訂版公式ウェブサイト運用
平成27年(2015) 4月	さいたま市盆栽資料等選考評価委員会条例施行・設置
平成28年(2016) 2月	国際盆栽シンポジウム開催(2月11日、よみうり大手町ホール)
平成29年(2017) 3月	アカデミー実習場・培養場竣工
平成29年(2017) 3月	盆栽庭園垣根修繕、庭園南側植栽部撤去・懸崖台設置
平成29年(2017) 4月	第8回世界盆栽大会 in さいたま開催 サブ会場
平成29年(2017) 5月	さいたま国際盆栽アカデミー開講
平成29年(2017) 11月	累計来館者数50万人到達
平成29年(2017) 12月	公式 Instagram 開設、運用
平成30年(2018) 10月	無料英語ガイド「Welcome Monday」開始
平成31年(2019) 3月	盆栽庭園内ウッドデッキ設置
令和元年(2019) 8月	米国立盆栽・盆景園(米農務省国立樹木園内)との姉妹館提携締結
令和2年(2020) 3月	中国語(簡・繁)及び韓国語版ページを拡充した改訂版公式ウェブサイト運用

## 4 組 織





## 5 さいたま市大宮盆栽美術館運営委員会

さいたま市大宮盆栽美術館運営委員会規則に基づき、大宮盆栽美術館の適正な運営をはかるため、基本的な運営事項について審議し助言を得るために設置された。

### (1) さいたま市大宮盆栽美術館運営委員名簿（10名）

	氏名	備考
委員長	老川 慶喜	跡見学園女子大学 観光コミュニティ学部 教授
副委員長	大越 久子	埼玉県立近代美術館 主席学芸主幹
委員	石上 城行	埼玉大学 教育学部 准教授
委員	海老沼 智子	ぼんさい遊々 副会長（盆栽普及活動家）
委員	加藤 和男	埼玉県 産業労働部長
委員	高岡 裕治	東日本旅客鉄道(株) 大宮支社 営業部長
委員	中澤 政人	(株)JTB埼玉支店 観光開発プロデューサー
委員	村上 和夫	立教新座中学校・高等学校 校長
委員	森 紀与子	盆栽愛好家
委員	吉田 俊一	(株)埼玉新聞社 編集局理事 編集管理幹

(令和2年3月31日現在)

※ 委員以下五十音順

### (2) 開催状況

	期日	場所
第1回	令和元年10月21日(月)	大宮盆栽美術館講座室
第2回	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	

## 6 さいたま市盆栽資料等選考評価委員会

さいたま市盆栽資料等選考評価委員会条例に基づき、盆栽資料等の収集を適正に行うため、さいたま市の諮問に応じ、資料の選考及び評価を行うために設置された。

### (1) さいたま市盆栽資料等選考評価委員名簿（5名）

	氏名	備考
委員長	河野 実	日本大学芸術学部 講師
委員	新井 久代	公益財団法人遠山記念館 学芸員
委員	荒川 正明	学習院大学 教授
委員	小林 國雄	日本盆栽作家協会 常任理事
委員	竹山 浩	一般社団法人日本盆栽協会 顧問

(令和2年2月29日現在)

※ 委員以下五十音順

### (2) 開催状況

	期日	場所
第1回	令和2年2月20日(木)	大宮盆栽美術館講座室



## X 入館者数等

### 1 入館者数

令和元年度 (人)

	一般	65歳以上	高大生	小中学生	年間パスポート等利用	講座・学校・視察等	開館日数	1日あたりの入館者数	合計
4月	3,052	1,920	63	146	399	868	26	248	6,448
5月	5,162	2,932	159	226	559	1,565	27	393	10,603
6月	2,275	1,567	74	84	541	1,312	23	254	5,853
7月	2,031	1,002	93	52	361	1,587	27	190	5,126
8月	2,176	464	88	35	276	3,240	26	242	6,279
9月	2,042	1,097	68	86	286	1,127	26	181	4,706
10月	1,852	1,253	54	63	296	1,282	26	185	4,800
11月	2,367	1,544	46	65	421	813	26	202	5,256
12月	1,269	790	68	59	256	668	24	130	3,110
1月	1,810	843	52	100	254	1,038	24	171	4,097
2月	2,971	1,455	130	97	720	1,333	25	268	6,706
3月	136	34	6	4	34	10	1	224	224
計	27,143	14,901	901	1,017	4,403	14,843	281	225	63,208

※年間パスポート購入時の利用は、一般、65歳以上、高大生、小中学生の区分を含む。

※「1日あたりの入館者数」の合計欄には、年間を通した1日あたりの入館者数を掲載。

(参考資料)

	一般	65歳以上	高大生	小中学生	年間パスポート等利用	講座・学校・視察等	開館日数	1日あたりの入館者数	合計
平成22年度	30,990	25,806	-	970	587	7,210	295	222	65,563
平成23年度	21,931	16,430	-	812	312	10,850	298	169	50,335
平成24年度	19,128	14,152	467	767	315	14,570	297	166	49,399
平成25年度	20,899	13,268	520	779	330	15,131	301	169	50,927
平成26年度	24,180	15,943	609	863	6,230	12,736	305	199	60,561
平成27年度	30,026	19,536	790	1,013	5,129	17,223	306	241	73,717
平成28年度	28,793	17,671	720	1,005	5,425	22,013	309	245	75,627
平成29年度	39,911	27,450	703	1,374	6,196	20,367	307	313	96,001
平成30年度	29,676	17,306	900	1,098	4,570	18,610	307	235	72,160

※開館からの累計観覧者数(～R23.31) 660,109

### 2 展覧会別入館者数

(人)

No.	名称	会場	会期	開館日数	1日あたりの観覧者数	観覧者数
1	第5回「世界盆栽の日」記念盆栽展 —蔓青園同門会「出藍会」の記憶	コレクションギャラリー	5月10日(金)～5月22日(水)	12	208	2,501
2	〈盆栽〉の物語	企画展示室	5月18日(土)～7月3日(水)	38	230	8,768
			9月7日(土)～10月2日(水)	23	192	4,432
3	さつき盆栽展	コレクションギャラリー	6月7日(金)～6月16日(日)	9	303	2,727
4	山水涼景～盛夏の水石展	コレクションギャラリー	6月28日(金)～7月24日(水)	24	180	4,326
5	夏休み子どもぼんさい美術館	企画展示室	7月13日(土)～8月28日(水)	41	238	9,790
6	清かなる水景—「盆石」の旅	コレクションギャラリー	7月26日(金)～8月21日(水)	24	282	6,782
7	第20回 彩展	コレクションギャラリー	10月11日(金)～10月23日(水)	12	171	2,063
8	開館10周年・姉妹館提携記念秋季特別展 Bonsai, Beyond the Border 海を越えた盆栽家 吉村西二—ニューヨーク、1958	コレクションギャラリー	10月12日(土)～11月24日(日)	39	191	7,476
9	第28回 日本盆栽作家協会展	コレクションギャラリー	11月15日(金)～11月27日(水)	12	210	2,530
10	子どもたちに伝えたい さいたま市の盆栽	企画展示室	12月6日(金)～1月26日(日)	40	147	5,883
11	開館10周年記念春季特別展 シリーズ・現代の 盆栽家Ⅲ 山田登美男—盆栽、美の探求	企画展示室	1月31日(金)～3月4日(水) ※会期短縮のため～3月1日(日)	27	262	7,097
12	春の花もの盆栽展 ※中止	コレクションギャラリー	3月13日(金)～3月25日(水)	12	—	—
13	大宮盆栽村の歴史 ※中止	企画展示室	3月14日(土)～5月20日(水)	58	—	—



### 3 外国人入館者数

令和元年度 (人)

順位	国・地域名	人数
1	アメリカ	1,180
2	オーストラリア	717
3	台湾	706
4	中華人民共和国	620
5	フランス	340
6	イギリス	340
7	イタリア	255
8	ドイツ	251
9	カナダ	183
10	タイ	171
合計 86 ヶ国・地域		6,720

平成 30 年度 (人)

順位	国・地域名	人数
1	アメリカ	1,080
2	オーストラリア	650
3	中華人民共和国	605
4	フランス	407
5	台湾	320
6	イギリス	309
7	タイ	286
8	イタリア	244
9	ドイツ	224
10	スペイン	206
合計 86 ヶ国・地域		6,212

平成 29 年度 (人)

順位	国・地域名	人数
1	アメリカ	804
2	オーストラリア	662
3	中華人民共和国	452
4	台湾	310
5	フランス	304
6	イギリス	259
7	タイ	241
8	スペイン	162
9	ドイツ	158
10	インド	129
合計 82 ヶ国・地域		6,225

### 4 施設利用

講座室：9件

※ふれあい広場は大宮盆栽協同組合が通年利用し、盆栽等を販売している。

参考資料  
令和2年度 入館者数 ※3月15日現在

(人)

	一般	65	高大	小中	年間パス ポート等 利用	講座・学 校・視察 等	開館日数	1日あたり の入館者 数	合計
R2年4月	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R2年5月	146	32	2	7	24	28	3	80	239
R2年6月	933	261	27	41	184	187	26	63	1,633
R2年7月	862	191	66	43	158	209	27	57	1,529
R2年8月	1,182	153	41	8	186	370	24	81	1,940
R2年9月	1,147	255	60	43	161	243	26	73	1,909
R2年10月	1,114	503	51	38	255	575	26	98	2,536
R2年11月	1,561	642	125	78	380	367	26	121	3,153
R2年12月	711	232	29	41	143	248	24	59	1,404
R3年1月	667	163	36	45	117	203	24	51	1,231
R3年2月	1,160	405	54	57	232	245	25	86	2,153
R3年3月	469	191	28	28	94	159	13	75	969
合計	9,952	3,028	519	429	1,934	2,834	258	72	18,696



# さいたま市大宮盆栽美術館条例

## ○さいたま市大宮盆栽美術館条例

平成21年7月17日  
条例第30号

(設置)

第1条 盆栽に関する知識及び教養の向上を図り、盆栽文化の振興に寄与するため、さいたま市大宮盆栽美術館(以下「美術館」という。)をさいたま市北区土呂町2丁目24番地3に設置する。

(事業)

第2条 美術館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 盆栽その他の盆栽文化に関する資料(以下「盆栽資料」という。)の収集、保管及び展示に関すること。
- (2) 盆栽文化に関する調査及び研究並びにその成果の展示、出版等に関すること。
- (3) 講演会、講習会等の主催、広報の発行その他の盆栽文化に関する普及活動に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、美術館の設置の目的を達成するために必要な事業

(休館日)

第3条 美術館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 木曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日である場合を除く。)
  - (2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、施設の管理運営上特に必要があると認めるときは、臨時に休館日を定め、又は休館日に開館することができる。

(開館時間等)

第4条 美術館の開館時間は、次の各号に掲げる期間に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、常設展示室、企画展示室及び盆栽庭園へ入場することができる時間は、閉館する30分前までとする。

- (1) 3月から10月までの期間 午前9時から午後4時30分まで
  - (2) 前号に掲げる期間以外の期間 午前9時から午後4時まで
- 2 市長は、前項に規定する開館時間又は入場時間を、事情により変更することができる。

(観覧料)

第5条 美術館が展示する盆栽資料を観覧しようとする者は、別表第1に定める観覧料を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特別の盆栽資料(美術館が所蔵しない盆栽資料であつて、その展示に特別の費用を要すると市長が認めるものをいう。別表第1において同じ。)を展示するときは、別表第1に定める額の2倍に相当する額以下の範囲内において別に観覧料の額を定めることができる。

(特別使用の許可等)

第6条 美術館が所蔵している盆栽資料について、撮影又は原板の使用(第17条第2項第3号において「特別使用」という。)をしようとする者は、規則で定めるところによりあらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者は、別表第2に定める特別使用料を納付しなければならない。

(施設等の利用)

第7条 企画展示室(盆栽広場を含む。以下同じ。)、講座室(盆栽テラスを含む。以下同じ。)及びこれらの施設の利用に伴う附属設備(以下「施設等」という。)は、美術館の事業に供していない期間については、美術館の設置の目的に即した利用に供することができる。

2 前項に規定する施設等及び駐車場を引き続いて利用することができる期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、市長は、事情によりこれを変更することができる。

- (1) 企画展示室 15日
  - (2) 講座室 7日
  - (3) 附属設備 利用する企画展示室又は講座室の引き続いて利用することができる期間と同一の期間
  - (4) 駐車場 1日
- 3 施設等を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 市長は、前項の許可(変更の許可を含む。)をする場合において、施設等の管理上必要な条件を付することができる。

## さいたま市大宮盆栽美術館条例

- 5 市長は、[次の各号](#)のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の利用を許可しない。
- (1) 施設等の設置の目的に反するとき。
  - (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
  - (3) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
  - (4) 物品(展示する盆栽資料に係る図録、絵はがき、ポスターその他これらに類するものを除く。)の販売を目的とするとき。
  - (5) [前各号](#)に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があるとき又は市長が適当でないと認めるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第8条 [前条第3項](#)に規定する利用の許可(変更の許可を含む。)を受けた者(以下「利用者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備等の制限)

第9条 利用者は、施設等を利用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(利用の許可の取消し等)

第10条 市長は、利用者が[次の各号](#)のいずれかに該当するとき又は施設等の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けたとき。
- (3) 利用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。

2 [前項](#)の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

(使用料の納付)

第11条 利用者及び駐車場を利用しようとする者は、[別表第3](#)に定める使用料を納付しなければならない。

2 附属設備を利用しようとする者は、規則で定める使用料を納付しなければならない。

(入館の禁止等)

第12条 市長は、[次の各号](#)のいずれかに該当すると認めるときは、美術館への入館を禁止し、又は退館を命じることができる。

- (1) 美術館内の秩序を乱し、若しくは他の入館者に迷惑を及ぼし、又はこれらのおそれがあるとき。
- (2) 盆栽資料又は施設若しくは設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) [前2号](#)に掲げるもののほか、施設の管理上支障があるとき。

(観覧料等の減免)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、[第5条](#)に規定する観覧料、[第6条第2項](#)に規定する特別使用料及び[第11条](#)に規定する使用料(以下「観覧料等」という。)を減額し、又は免除することができる。

(観覧料等の不還付)

第14条 既納の観覧料等は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第15条 利用者は、施設等の利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。[第10条第1項](#)の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

2 利用者が、[前項](#)の規定による義務を履行しないときは、市長において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。

(損害賠償の義務)

第16条 故意又は過失により盆栽資料又は施設若しくは設備を損傷し、又は滅失した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第17条 市長は、[地方自治法\(昭和22年法律第67号\)第244条の2第3項](#)の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、施設の管理に関する業務のうち、次

# さいたま市大宮盆栽美術館条例

に掲げるものを行わせることができる。

- (1) [第2条](#)に規定する事業の実施に関すること。
  - (2) 施設の維持管理に関すること。
  - (3) [前2号](#)に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める業務
- 2 市長は、[前項各号](#)に掲げるもののほか、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。
- (1) [第3条第1項](#)の規定にかかわらず、施設の管理運営上特に必要があると認めるときに、市長の承認を得て、臨時に休館日を定め、又は休館日に開館すること。
  - (2) [第4条第1項](#)の規定にかかわらず、施設の管理運営上特に必要があると認めるときに、市長の承認を得て、開館時間又は入場時間を変更すること。
  - (3) [第6条第1項](#)の規定により、特別使用を許可すること。
  - (4) [第7条第2項](#)の規定にかかわらず、施設等の管理上特に必要があると認めるときに、市長の承認を得て、引き続いて利用することができる期間を変更すること。
  - (5) [第7条第3項](#)の規定により、施設等の利用の許可若しくは許可に係る事項の変更の許可をすること又は[同条第4項](#)の規定により、許可に条件を付すること。
  - (6) [第7条第5項](#)の規定により、[同項第1号](#)から[第4号](#)までのいずれかに該当すると認めるとき又は施設等の管理上支障があるとき若しくは許可をすることが適当でないとき認めるときに、許可をしないこと。
  - (7) [第9条](#)の規定により、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合に許可をすること。
  - (8) [第10条第1項](#)の規定により、[同項第1号](#)若しくは[第2号](#)のいずれかに該当するとき、利用の許可の条件若しくは指定管理者の指示に従わないとき又は施設等の管理上特に必要があるときに、許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は許可を取り消すこと。
  - (9) [第12条](#)の規定により、美術館への入館を禁止し、又は退館を命じること。
- (委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成22年3月28日から施行する。

附 則(平成25年12月26日条例第46号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。  
(経過措置の原則)
- 2 次項から第9項までに定めるものを除くほか、次の表の左欄に掲げる規定は、それぞれ、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の同表の右欄に掲げる行為に係る使用料、利用料金、手数料等について適用し、施行日前の同欄に掲げる行為に係る使用料、利用料金、手数料等については、なお従前の例による。

略	略
第33条の規定による改正後のさいたま市大宮盆栽美術館条例別表第1の規定	納付
第33条の規定による改正後のさいたま市大宮盆栽美術館条例別表第2及び別表第3の規定	利用
略	略

附 則(平成31年3月13日条例第2号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。  
(使用料等に関する経過措置)
  - 2 この条例(第1条、第10条から第12条まで、第15条、第16条、第17条(同条中第6条の改正に限る。)、第18条、第30条及び第51条から第53条までの規定を除く。)による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行う施設の使用等に係る使用料、利用料金等(以下「使用料等」という。)で施行日以後に納付するものについて適用し、施行日以前に行った施設の使用等に係る使用料等で施行日前又は施行日以後に納付するもの及び施行日以後に行う施設の使用等に係る使用料等で施行日前に納付するものについては、なお従前の例による。
- 別表第1(第5条関係)



# さいたま市大宮盆栽美術館条例

(一部改正〔平成25年条例46号・31年2号〕)

区分	観覧料(1人1回につき)		年間観覧料 (個人に限る。)
	個人	団体 (20人以上)	
一般	310円	200円	1,040円
高校生・大学生・65歳以上	150円	100円	520円
小学生・中学生	100円	50円	310円

## 備考

- 「一般」とは、15歳以上65歳未満の者で、次項及び第3項に該当する者以外のものをいう。
- 「高校生・大学生」とは、高等学校、専修学校及びこれらに準ずる学校並びに大学の生徒及び学生をいう。
- 「小学生・中学生」とは、義務教育諸学校の児童及び生徒をいう。
- 「年間観覧料」とは、同一人が1年間美術館の展示する盆栽資料(特別の盆栽資料を除く。)を観覧しようとする場合の観覧料をいう。

## 別表第2(第6条関係)

(一部改正〔平成25年条例46号・31年2号〕)

区分		特別使用料(1点1回につき)
撮影	学術研究用	540円
	その他	4,400円
原板使用	学術研究用	540円
	その他	3,300円

## 備考

- 盆栽は、1鉢を1点とする。
- 盆器、掛軸及び浮世絵は、1組を1点とする。
- 前2項に該当する盆栽資料以外のものは、1個を1点とする。
- 原板には、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。)を含む。

## 別表第3(第11条関係)

(一部改正〔平成25年条例46号・31年2号〕)

施設の名称		利用区分	使用料
企画展示室		1日	8,000円
講座室		午前(9時から12時まで)	1,980円
		午後(13時から閉館時間まで)	1,980円
		1日	3,960円
駐車場	大型車	1台(1回につき)	880円
	一般車	1台(2時間を超える場合)	超過時間30分(30分に満たないときは、30分とする。)ごとに100円を加算して得た額に100分の110を乗じて得た額

## 備考

- 施設等の利用の許可に係る日のうちに休館日(搬入又は搬出のために利用する日を除く。)がある場合は、当該休館日は、使用料を徴収しない。
- 企画展示室又は講座室の利用に係る搬入又は搬出に1日(講座室にあつては、午前、午後又は1日)を要する場合における企画展示室及び講座室の使用料は、当該使用料の額に100分の70を乗じて得た額とする。

## さいたま市大宮盆栽美術館条例

- 3 企画展示室又は講座室の利用者が入場料その他これに類する料金(以下「入場料」という。)を徴収する場合(規則で定める場合を除く。)の企画展示室及び講座室の使用料には、当該使用料の額に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を加算する。
  - (1) 1人1回について徴収する最高の入場料が1,000円未満のとき 100分の50
  - (2) 1人1回について徴収する最高の入場料が1,000円以上のとき 100分の100
- 4 「大型車」とは、道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号。以下「省令」という。)別表第1に掲げる普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの又は人の運送の用に供する乗車定員11人以上のものをいう。
- 5 「一般車」とは、次に掲げるものをいう。
  - (1) 省令別表第1に掲げる普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員10人以下のもの
  - (2) 省令別表第1に掲げる小型自動車及び軽自動車
- 6 使用料を計算する場合において、使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

# さいたま市大宮盆栽美術館条例施行規則

○さいたま市大宮盆栽美術館条例施行規則

平成22年2月10日  
規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市大宮盆栽美術館条例(平成21年さいたま市条例第30号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(観覧券の交付等)

第2条 市長は、条例第5条第1項の規定により観覧料(年間観覧料を除く。以下この項において同じ。)を納付した者に対し、観覧券を交付する。ただし、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の方法により観覧料が納付されたことを確認した場合は、この限りでない。

2 市長は、条例第5条第2項に規定する観覧料の額を納付した者に対し、特別の観覧券を交付する。

3 市長は、条例第5条第1項の規定により年間観覧料を納付した者(以下「年間観覧者」という。)に対し、年間観覧券を交付する。

4 年間観覧券の有効期間は、交付の日から起算して1年とする。

5 年間観覧者は、美術館が展示する盆栽資料(条例第5条第2項に規定する特別の盆栽資料を除く。)を観覧しようとするときは、有効な年間観覧券を提示しなければならない。

6 美術館が1月以上休館する場合において、当該休館期間の開始日が年間観覧券の有効期間内に存するときは、当該休館期間(その期間に1月未満の端数がある場合には、これを1月とする。)に相当する期間を、年間観覧券の有効期間に加えるものとする。

(一部改正〔平成30年規則47号・令和2年80号〕)

(特別使用手続)

第3条 条例第6条第1項の規定により特別使用の許可を受けようとする者は、あらかじめ、特別使用許可申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 条例第6条第1項の許可(以下「特別使用許可」という。)は、特別使用許可書兼領収書(様式第2号)を交付して行う。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、特別使用を許可しない。

(1) 美術館の設置の目的に寄与すると認められないとき。

(2) 盆栽資料の保存に影響を及ぼすおそれがあるとき。

(3) 盆栽資料を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(4) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、特別使用をすることが適当でないと認めるとき。

4 市長は、特別使用許可をする場合において、必要な条件を付することができる。

5 特別使用許可を受けた者は、第2項の規定による特別使用許可書の交付と引換えに特別使用料を納付しなければならない。

(施設等の利用)

第4条 条例第7条第1項の規定による施設等の利用に係る搬入又は搬出については、条例第3条第1項第1号の規定にかかわらず、木曜日に行うことができる。

(施設等利用手続)

第5条 条例第7条第3項の規定による施設等の利用の許可又は許可に係る事項の変更の許可(以下「施設等の利用許可等」という。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

(1) 利用の許可を受けようとする場合 利用許可申請書(様式第3号)

(2) 許可に係る事項の変更の許可を受けようとする場合 利用変更許可申請書(様式第4号)

2 駐車場及び音声ガイド機器の利用の手続については、市長が別に定める。

(一部改正〔平成24年規則1号〕)

(利用の許可)

第6条 施設等の利用許可等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を交付して行う。

(1) 利用の許可 利用許可書兼領収書(様式第5号)

(2) 許可に係る事項の変更の許可 利用変更許可書兼領収書(様式第6号)

(使用料の納付)



# さいたま市大宮盆栽美術館条例施行規則

第7条 施設等の利用許可等を受けた者(以下「利用者」という。)は、[前条各号](#)に定める書類の交付と引換えに使用料を納付しなければならない。

(附属設備の使用料)

第8条 [条例第11条第2項](#)に規定する規則で定める使用料は、[別表](#)に定めるとおりとする。

(観覧料等の減免)

第9条 [条例第13条](#)の規定により観覧料等を減額し、又は免除する場合及びその割合は、次のとおりとする。

- (1) 教育課程に基づく学習活動として学生、生徒又は児童及びその引率者が利用する場合 100分の100
  - (2) 市又は市教育委員会が主催する事業に利用する場合 100分の100
  - (3) 埼玉県又は埼玉県教育委員会が主催する事業に利用する場合 100分の100
  - (4) [前3号](#)に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める場合 市長が相当と認める割合
- 2 [前項](#)の規定により観覧料等の減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめ、観覧料等減額(免除)申請書([様式第7号](#))を市長に提出しなければならない。ただし、市長が提出を要しないと認めた者については、口頭で申請することができる。
- 3 市長は、[前項](#)の規定による申請を相当と認めるときは、観覧料等減額(免除)承認書([様式第8号](#))を交付してこれを承認する。この場合において、[前項ただし書](#)の規定による申請があったときは、当該書面の交付を省略することができる。
- 4 市長は、[第1項](#)に規定するもののほか、年間観覧者が有効な年間観覧券を提示して[条例第5条第2項](#)に規定する特別の盆栽資料を観覧しようとするときは、[同項](#)に規定する市長が別に定める観覧料から観覧料(年間観覧料を除く。)に相当する額を減額するものとする。

(一部改正〔平成22年規則80号〕)

(使用料の還付)

第10条 [条例第14条ただし書](#)の規定により、施設等の使用料を還付する場合及びその割合は、次のとおりとする。

- (1) 施設の管理上特に必要があるため、市長が施設等の利用許可等を取り消した場合 100分の100
- (2) 利用者の責めに帰することができない理由により、施設等を利用することができない場合 市長が相当と認める割合

(使用料加算額の特例)

第11条 [条例別表第3備考第3項](#)に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 市又は市教育委員会が主催して行う事業で入場料その他これに類する料金を徴収する場合
- (2) 埼玉県又は埼玉県教育委員会が主催して行う事業で入場料その他これに類する料金を徴収する場合
- (3) [前2号](#)に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める場合

(図録等の販売の承認)

第12条 利用者が、許可を受けた施設等を利用する場合において、展示する盆栽資料に係る図録、絵はがき、ポスターその他これらに類するものを販売しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(管理上の立入り)

第13条 市長は、施設の管理上必要があると認めるときは、施設等の維持のため利用されている施設に関係職員を立ち入らせることができる。

(遵守事項及び市長の指示)

第14条 市長は、美術館の入館者の遵守事項を定め、かつ、施設の管理上必要があると認めるときは、入館者に対し、その都度指示することができる。

(盆栽資料の館外貸出し)

第15条 市長は、他の美術館その他市長が相当と認めるものに対し、美術館が所蔵している盆栽資料の貸出しをすることができる。

- 2 [前項](#)の規定による貸出し(以下「館外貸出し」という。)を受けようとする者は、あらかじめ館外貸出許可申請書([様式第9号](#))を市長に提出し、許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 [前項](#)の許可(変更の許可を含む。)は、館外貸出許可書([様式第10号](#))を交付して行う。
- 4 館外貸出しの期間は、60日以内とする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを延長することができる。

# さいたま市大宮盆栽美術館条例施行規則

(寄贈及び寄託)

第16条 市長は、盆栽資料の寄贈(以下「寄贈」という。)及び盆栽以外の盆栽資料の寄託(以下「寄託」という。)を受けることができる。

- 2 寄贈又は寄託をしようとする者は、寄贈にあつては寄贈申請書(様式第11号)を、寄託にあつては寄託申請書(様式第12号)を市長に提出するものとする。
- 3 市長は、寄贈又は寄託を受けることを決定したときは、前項の規定により申請をした者に対し、寄贈にあつては受領書(様式第13号)を、寄託にあつては受託書(様式第14号)を交付する。
- 4 寄託を受けた盆栽以外の盆栽資料(次項において「寄託品」という。)は、美術館が所蔵する盆栽資料と同様の取扱いをするものとする。ただし、その館外貸出しについては、寄託をした者の承認を得なければならない。
- 5 市長は、寄託品に災害その他の不可抗力による損害があつたときは、その責めを負わない。

(指定管理者に関する読替え)

第17条 条例第17条の規定により指定管理者が施設の管理に関する業務を行う場合についての第2条第1項から第3項まで、第3条第3項から第5項まで、第5条第1項、第7条、第9条第2項、第10条第1号、第13条並びに第14条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(その他)

第18条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成22年3月28日から施行する。

附 則(平成22年6月14日規則第80号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年1月6日規則第1号)

この規則は、平成24年1月13日から施行する。

附 則(平成26年2月3日規則第16号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のさいたま市大宮盆栽美術館条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成30年3月29日規則第47号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月26日規則第58号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のさいたま市大宮盆栽美術館条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後の附属設備の利用に係る使用料で施行日以後に納付するものについて適用し、施行日前の附属設備の利用に係る使用料で施行日前又は施行日以後に納付するもの及び施行日以後の附属設備の利用に係る使用料で施行日前に納付するものについては、なお従前の例による。

附 則(令和2年5月28日規則第80号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後のさいたま市大宮盆栽美術館条例施行規則第2条第6項の規定は、令和2年3月2日(以下「適用日」という。)から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のさいたま市大宮盆栽美術館条例施行規則第2条第6項の規定は、適用日以後に有効期間が満了する年間観覧券について適用し、適用日前に有効期間が満了した年間観覧券については、なお従前の例による。

別表(第8条関係)

(一部改正〔平成24年規則1号・26年16号・31年58号〕)

- 1 企画展示室の附属設備の使用料

# さいたま市大宮盆栽美術館条例施行規則

附属設備の名称	単位	使用料(1日につき)	備考
スポットライト	1台	50円	
AV装置	1式	2,780円	

## 2 講座室の附属設備の使用料

附属設備の名称	単位	使用料(1回につき)	備考
移動展示パネル	1台	50円	
拡声装置	1式	590円	CDプレーヤー、カセットプレーヤー及びマイクを含む。

## 3 その他の附属設備の使用料

附属設備の名称	単位	使用料(1回につき)	備考
音声ガイド機器	1台	310円	
DLPプロジェクター	1式	1,040円	アジャスターテーブルを含む。
移動式スクリーン	1台	200円	
持込み電気器具用電源	1キロワット	100円	単位は、持込み器具1台につき表示された消費電力による。1キロワットに満たない場合は、1キロワットとする。

備考 この表による使用料は、[条例別表第3](#)に規定する使用料の利用区分に従い、[同表](#)の午前又は午後の利用をもって1回、[同表](#)の1日の利用をもって2回として計算する。ただし、企画展示室の附属設備の使用料は1日の利用を1回として計算する。

[様式第1号\(第3条関係\)](#)



# さいたま市大宮盆栽美術館運営委員会規則

○さいたま市大宮盆栽美術館運営委員会規則

平成26年3月25日  
規則第56号

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市附属機関の設置等に関する条例(平成26年さいたま市条例第2号)第6条の規定に基づき、さいたま市大宮盆栽美術館運営委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第4条 委員会の会議は、公開とする。ただし、出席した委員の過半数の同意を得たときは、公開しないことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、スポーツ文化局において処理する。

(一部改正〔平成27年規則36号〕)

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月20日規則第36号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

## 令和 2 年度 大宮盆栽美術館展覧会事業等について

令和 3 年 3 月 1 0 日現在

## 1 展覧会事業

- (1) 常設展 38 週 (変更前 30 週)  
 (2) 企画展 4 回 (変更前 8 回)  
 (3) 特別展 0 回 (変更前 1 回)

展覧会一覧 ※特別展および企画展のみ

単位：人

	展覧会名	開催期間	開館日数	入館者数	1日平均
—	企画展「大宮盆栽村の歴史」【中止】	3/14～5/20	—	—	—
—	さいたま国際芸術祭2020連携プロジェクト【中止】	3/27～5/20	—	—	—
1	企画展「大宮盆栽村の名品展」【中止】	4/24～5/20	—	—	—
2	企画展「さつき盆栽展」【中止】	5/29～6/7	—	—	—
3	企画展「コレクション名品選」第1期【中止】	5/29～7/8	—	—	—
4	特別展「盆上の縮景～盆栽、水石、盆石、盆景」 【中止】	7/10～9/9	—	—	—
5	企画展「夏休み子どもぼんさい美術館」 (会期変更前 7/18～8/26)	変更後 7/31～9/16	39	2,709	69
(3)	企画展「コレクション名品選」第2期 (会期変更前 9/4～11/25)	変更後 10/2～11/25	48	5,244	109
6	企画展「第 29 回 日本盆栽作家協会展」(共催)	11/6～11/25	18	2,201	122
7	企画展「子どもたちに伝えたい さいたまの盆栽」 (会期変更前 12/4～1/27)	変更後 12/4～1/25	41	2,175	53
(3)	企画展「コレクション名品選」第 3 期【中止】	2/5～3/3	—	—	—
8	企画展「春の花もの盆栽展」【中止】	3/5～3/17	—	—	—
9	常設展「盆栽クロニクル(年代記)」 (名称及び会期変更前「〈盆栽〉の物語」3/5～5/19)	変更後 3/22～6/30	未	未	未

## 2. 普及事業

### (1) 定例講座

単位：人

期 日	内 容	講 師	受講料	参加者数
【中止】 第3日曜・2回	盆栽ワークショップ (12講座、全24回)	外部講師	有料	—
【中止】 第4日曜・1回	子ども向けワークショップ (全10回)	外部講師 学芸員	有料	—
第4土曜・1回	盆栽実技 (全12回) 6月～1月実施	外部講師	無料	130 (8回)
【中止】 第2日曜・1回	盆栽相談デー ①小中高生 (全12回) ②一般 (全12回)	外部講師	無料	—
第1日曜・ 第3土曜	ギャラリートーク (23回) (7月～1月実施。なお7月～10月、1月 はスライドトーク)	外部講師 学芸員	観覧料	145 (13回)

### (2) 特別講座

単位：人

期 日	内 容	講 師	受講料	参加者数
【中止】5/3～5/5	GW 特別ギャラリーツアー (日本語9回、英語9回)	ボランティア	観覧料	—
【中止】5/3～5/5	GW 特別盆栽実技 (3回)	外部講師	無料	—
8/1～9/16	夏休みワークショップ「葉っぱスタンプで マイバッグづくり」(画像配信)	学芸員	受講無料	HP掲載のため 集計不可
11月21日	企画展「作家展」ギャラリートーク	外部講師	観覧料	16
3月20日(予定)	オンライン盆栽ワークショップ—はじめ ての盆栽づくり	外部講師	3,000	5



## (3) 学校連携

単位：人

期 日	内 容	講 師	受講料	参加者数
10月29日	埼玉県立越谷西高等学校 美術Ⅲ	外部講師 職員	—	8
11月5日～6日 11月12日～13日	県立浦和北高校 美術Ⅲ (各2回授業)	外部講師 職員	—	128
11月20日	市立城南小学校における盆栽授業 1回(変更前 全3回)	外部講師 職員	—	51
通年・随時	学校校外学習指導(2校、全3回) (キャンセル19校)	職員	免除	199

## (4) 盆栽文化・盆栽づくりに関する出張講義・講座

単位：人

期 日	内 容	講 師	受講料	参加者数
通年・随時	公的施設 (全3回)	職員	無料 又は 有料	130

## (5) 各種イベント事業

単位：人

期 日	内 容	講 師	参加料	参加者数
5/3～5/5【中止】	小学生盆栽作品展	—	無料	—
5/3～5/5【中止】	盆美カフェ	—	無料	—
7/18～8/31	ゆかた de 盆美	—	無料	37
10月【中止】	盆美煎茶会	入間市 博物館	観覧料	—
11月【中止】	盆美茶会	埼玉県茶道 協会	観覧料	—
8月【中止】	ロビーコンサート	サイタマ ティック	無料	—

## (6) 館外イベント出展事業（アウトリーチ活動）

単位：人

期 日	イベント名称	場 所	内 容	観覧者数
【中止】	盆栽パネル展示	まるまる東日本	パネル展示、チラシ配架	—
【中止】	Jリーグ公式戦 PR	NACK5 スタジアム大宮	チラシ配布、さいたま市 PR	—
【中止】	大宮駅観光キャラバン	JR 大宮駅	パネル展示、チラシ配架、さいたま市 PR	—
【中止】	大盆栽まつり PR	都市センター会館 PR コーナー	パネル・ポスター展示、チラシ配架	—
6/1～6/30	中央区役所盆栽写真展	中央区役所食堂	盆栽写真パネル展、チラシ配架	1,974
①12/14～12/20	コレクション盆栽写真展	市民ギャラリー	当館所蔵盆栽の写真展	①68
②1/18～1/24	四季の美			②33
※はイベント全体の来場者数			合計	2,075

## (7) その他

単位：人

期 日	内 容	担 当	参加料	参加者数
通年・随時【中止】	団体来館者対応ガイド	ボランティア 学芸員	観覧料	—
毎週月曜【中止】	Welcome Monday	ボランティア	観覧料	—

## 3. さいたま国際盆栽アカデミー

単位：人

コース	担 当	参加料	参加者数
日本人向け初級・中級・上級コース【中止】	外部講師・学芸員	—	—
在住外国人向け初級・中級・上級コース【中止】	外部講師・ボランティア	—	—
外国人コース初級・中級・上級コース【中止】	外部講師・学芸員	—	—

# スマートフォンを利用したコレクションガイドの導入について

## 1 名称

盆美 e ガイド

## 2 目的

- (1) 来館者の多くが所有するスマートフォンで、展示品の解説を取得可能にする。
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策のために中止している、音声ガイド機器貸出の代替策にする。

## 3 効果

- (1) 来館者は盆栽文化への理解を深めることができ、満足度の向上が期待される。
- (2) 来館者所有のスマートフォンを使用するため、感染症対策の一環としての効果が期待される。

## 4 運用開始日

令和3年3月12日（金）

## 5 利用方法

別紙「盆美 e ガイド 利用方法」を参照

## 6 音声データについて

- (1) ロビー・ギャラリー・座敷飾りで聴く場合は、イヤホンの使用を必須にする。  
(天井が低く、音が響くため)
- (2) 盆栽庭園は、イヤホン不要にする。

## 7 広報

- (1) 美術館公式ウェブサイト及び公式 SNS (Facebook、Instagram)
- (2) 記者発表（資料提供）

## 8 その他

- (1) 音声データが搭載されている資料は、盆栽（資料番号 A-001～資料番号 A-107）のみ。
- (2) スマートフォン以外の端末では、仕様上、利用ができない。

## 盆美 e ガイド 利用方法

- ① 二次元コードを読み取る、又は、URL を入力する。



URL: <https://www.bonsai-art-museum.jp/eguide/>

- ② 資料番号の入力画面が表示される。

多言語選択が可能

- ・日本語
- ・英語
- ・中国語（簡体）
- ・中国語（繁体）
- ・韓国・朝鮮語

資料の種類を選択が可能

美術館公式HPへのリンク

資料画像

音声データ

資料情報

資料解説

資料番号の入力画面へ戻る

美術館公式HPへのリンク

資料の種類の選択が可能

資料番号の入力画面へ戻る

- ③ 該当する資料の解説や音声データを視聴することが可能になる。  
当画面は、美術館公式ホームページに紐づけられており、ホームページの更新内容がそのまま反映される仕組みである。



## 撮影可能な範囲の拡大について

### 1 目的

撮影範囲の拡大は、美術館アンケートや様々な媒体のコメント等で、要望の声が上がっている。また、国内の美術館では撮影範囲拡大の動きが増えている。撮影範囲を拡大することで、寄せられている要望の声や時代のニーズに応えることを目的に実施する。

### 2 効果

- (1) 来館者の満足度向上が期待される。
- (2) 来館者の SNS を通じた発信が増えることに繋がり、美術館の認知度向上が期待される。
- (3) スマートフォンを利用したコレクションガイド「盆美 e ガイド」の利用促進が期待される。

### 3 運用開始日

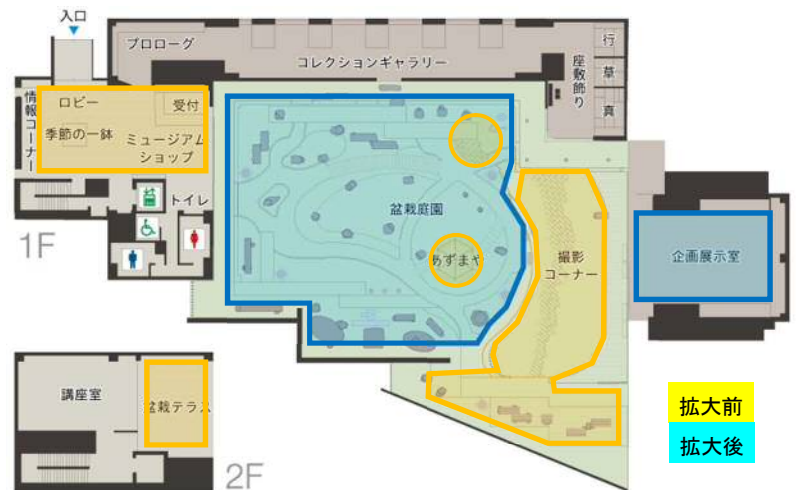
令和 3 年 3 月 1 2 日（金）

### 4 拡大する範囲

図のとおり、撮影範囲を拡大する。

なお、ギャラリー及び座敷飾りは、天井が低くシャッター音が響くため、引き続き、撮影不可にする。

また、借用展示品の撮影可否については、所有者の許諾を必要とする。



### 5 撮影範囲拡大に伴う展示品の保護策

- (1) 立哨警備による監視を徹底する。
- (2) 以下のルールを、掲出物及びピクトグラムにより案内する。
  - ・ 三脚及び自撮り棒の使用は、禁止する。
  - ・ 撮影は、30cm 以上離れて行う。
  - ・ 通路以外は、立入禁止にする。
- (3) フラッシュによる撮影は、禁止する。

### 6 広報

- (1) 美術館公式ウェブサイト及び公式 SNS (Facebook、Instagram)
- (2) 記者発表 (資料提供)

## 令和3年度大宮盆栽美術館の主な事業について

## (展覧会事業等)

## I 展覧会事業

## 通常展・企画展・特別展一覧

No	G	企	展覧会名	期間
1	○		通常展 季節の展示「盆栽展 四季」	全36週
2		○	通常展 歴史と文化「盆栽クロニクル(年代記)」 会期①・②：所蔵品展 会期③：大宮盆栽村100周年に向けた研究展示	①4月2日(金) ～6月30日(水) ②9月18日(土) ～11月17日(水) ③2月5日(土) ～3月30日(水)
3	○		企画展「第6回「世界盆栽の日」記念・「Art Sightama さいたま国際芸術祭 Since 2020」コラボレーション展 ×須田悦弘・ミヤケマイ」	4月23日(金) ～5月19日(水)
4	○		企画展「さつき盆栽展」	6月4日(金) ～6月13日(日)
5		○	特別展「ニッポンの盆上芸術2021—盆栽・水石・盆石・盆景」	7月17日(土) ～8月25日(水)
6	○		企画展「夏休み子どもぼんさい美術館」	7月17日(金) ～9月1日(水)
7	○		企画展「第30回 作家展(日本盆栽作家協会)」(共催)	11月5日(金) ～11月24日(水)
8		○	企画展「子どもたちに伝えたい さいたまの盆栽」	12月4日(土) ～1月19日(水)

※ G：コレクションギャラリー 企：企画展示室

## 1 通常展の概要

## (1) 季節の展示(盆栽等展示)ゾーン

- ・コレクションギャラリー、盆栽庭園
- ・おもに大宮盆栽美術館の所蔵品による展示
- ・季節のもてなし、コレクション及び座敷飾りの紹介
  - 「盆栽展〈四季〉」R3年度36週(コレクションギャラリー)
  - 盆栽庭園

## (2) 歴史と文化(盆栽以外の資料等展示)ゾーン

- ・企画展示室
- ・盆栽及び盆栽村の歴史と文化に関するパネル展及び資料展示
  - 「盆栽クロニクル（年代記）」
  - 所蔵品展（初夏、秋）、大宮盆栽村 100 周年に向けた研究展示（春）

## 2 企画展の概要

### (1) 季節の展示ゾーン

- ①季節感を念頭に、当館所蔵品には少ない樹種等の特集展示
  - 「さつき盆栽展」
- ②盆栽と関連する盆上の縮景表現“盆上芸術”の構築、紹介
  - 「水石展」、「盆石展」⇒R3 年度は「特別展」として展開（後掲）
- ③地域の盆栽グループ、日本盆栽協会等との共催展
  - 『「世界盆栽の日」記念盆栽展」、「作家展（日本盆栽作家協会）」

### (2) 歴史と文化ゾーン

- ①子ども向け展示（夏、冬）
  - 「夏休み子どもぼんさい美術館」、「子どもたちに伝えたい さいたまの盆栽」

## 3 特別展の概要

- ・主に外部団体等からの借用による大規模な展覧会（年度 1 回）
- ・概ね、年度ごとに盆栽または資料系展覧会を交互に開催

### (1) 盆栽系（令和 3 年度）

○特別展「ニッポンの盆上芸術 2021—盆栽・水石・盆石・盆景」（仮称）

期日：7 月 17 日（金）～8 月 25 日（水）

図録作成、関連イベント 4 回

主な内容：

東京 2020 オリンピックパラリンピック競技大会の開催に合わせ、盆栽をはじめ、盆上の縮景表現として盆栽の本質と相通ずる水石、盆石、盆景を、日本の“盆上芸術”として総合的に紹介する。

## 4 調査研究活動

- ・大宮盆栽村の開村 100 周年記念事業に向けた、大宮盆栽村の歴史と文化について
- ・所蔵盆栽の来歴調査について
- ・盆栽の技術史について
- ・海外における盆栽関連書籍・盆栽関連団体の調査について

## II 普及事業

### 1 定例講座（5 講座）

- ・オンライン盆栽ワークショップ 第3日曜・1回
- ・オンライン子どもワークショップ 第4日曜・1回
- ・盆栽実技 第4土曜・1回
- ・ギャラリートーク 第1日曜、第3土曜・各1回

### 2 特別講座

- ・夏休み子どもワークショップ 7月下旬～8月下旬
- ・出張講座 随時
- ・団体向けガイド 随時

### 3 学校連携事業（随時受け入れ）

- ・学校との連携授業（小学校、中学校、高校）
- ・学校見学
- ・職場体験、インターンの受け入れ

### 4 ボランティア育成、運営

#### (1) 登録者

32人 ※予定。昨年度から継続の方のみとし、R3年度は新規採用を中止。

#### (2) 活動内容

- ・団体ガイド対応
- ・学校見学対応
- ・Welcome Monday の実施
- ・各種ワークショップの補助
- ・各種イベントの実施、補助
- ・ボランティア研修（自主研修、多言語研修等）

### 5 さいたま国際盆栽アカデミー中級修了者の会

#### (1) 登録者

50人 ※令和元年2月22日発足後、事業中止のため活動は未実施。

#### (2) 活動内容

- ・さいたま国際盆栽アカデミーの補助
- ・盆栽相談デーの補助
- ・館外での普及イベント



## 6 調査研究活動

- ・ ICT を活用した普及事業の調査研究

### Ⅲ さいたま国際盆栽アカデミー

#### 1 日本人向け初級コース

講座数	全9回
開催時期	令和3年6月～8月予定
クラス数	2クラス
定員	5名（一昨年度は、1クラス16名） ※Withコロナ期での開催を考慮し、人数を削減
実施方法	講義は、Zoomを使用予定したオンライン
	実技は、感染防止対策の上で、対面式で実施
感染拡大時の対策	感染拡大等により実技（対面式講座）の実施が困難となった場合は、中止とはせず、内容変更の上、オンラインで実施する。募集の時点でその旨の告知を行う。

#### 2 日本人向け中級コース

講座数	全13回
開催時期	令和3年6月～令和4年3月予定
クラス数	2クラス
定員	5名（一昨年度は、1クラス16名） ※Withコロナ期での開催を考慮し、人数を削減
実施方法	講義は、Zoomを使用予定したオンライン
	実技は、感染防止対策の上で、対面式で実施
感染拡大時の対策	感染拡大等により実技（対面式講座）の実施が困難となった場合は、中止とはせず、内容変更の上、オンラインで実施する。募集の時点でその旨の告知を行う。
その他	「園実習」については、感染拡大状況およびワクチン接種の状況をふまえて、令和4年3月頃に希望者のみ実施する（1回）。正規の講座ではなく、「オプション」として位置付ける。

#### 3 日本人向け上級コース

講座数	全17回
開催時期	令和3年7月～令和4年3月予定
クラス数	1クラス
定員	5名（一昨年度は、1クラス12名）

	※With コロナ期での開催を考慮し、人数を削減
実施方法	講義は、Zoom を使用予定したオンライン
	実技は、感染防止対策の上で、対面式で実施
感染拡大時の対策	感染拡大等により実技（対面式講座）の実施が困難となった場合は、中止とはせず、内容変更の上、オンラインで実施する。募集の時点でその旨の告知を行う。
その他	「園実習」・「体験」については、感染拡大状況およびワクチン接種の状況をふまえて、令和4年3月頃に希望者のみ実施する（「園実習」1回、「体験」〔茶道・生花・盆石〕3回）。正規の講座ではなく、「オプション」として位置付ける。

## 令和3年度大宮盆栽美術館の主な事業について

### (リニューアルに向けた事業)

#### 1. 大宮盆栽振興計画の見直しについて

- ・施策の方向性に基づき、具体的な事業の計画を定める必要がある。
- ・地元盆栽園から、盆栽四季の家や市有地の活用方法を検討してほしいとの要望があるが具体的な事業がない。



- ・事業の目標や財政規模、行程を明らかにしたアクション・プランを作成する。
- ・盆栽四季の家を含む市有地の活用についてプランを作成する。
- ・引き続き、大宮盆栽の振興に関係課所が連携して取り組む。

<参考1> 「大宮盆栽振興プロジェクト  
～大宮盆栽 次の100年へ～」

#### 大宮盆栽振興プロジェクト ～大宮盆栽 次の100年へ～

世界盆栽大会の熱気を冷まさないよう、都市経営戦略部が旗振り役になり関係課所を招集、作成した振興計画。平成30年3月作成。

#### 【関係課所】

- ・都市経営戦略部
- ・東京事務所
- ・大宮盆栽美術館
- ・商業振興課
- ・観光国際課
- ・北区コミュニティ課
- ・大宮区地域商工室



#### 2. 大宮盆栽美術館のリニューアルについて

##### ■ リニューアルの必要性

盆栽文化の振興・発展のための「盆栽学」確立

- ・学問としての「盆栽」を確立するために、調査研究を行う学芸体制の充実が必要である。

日本文化としての盆栽の位置づけ

- ・盆栽だけではなく、座敷飾りや庭園と一体になった展示が求められるようになっている。
- ・庭園や池のつくりに対して、より充実を求める声が寄せられている。

体験型コンテンツのニーズ

- ・鑑賞だけではなく、盆栽づくりなどの体験を求める来館者が増えており、美術館としての教育普及機能の充実が求められている。

市民との協働の推進

- ・将来、美術館運営の一翼を担えるよう、既存のボランティア組織を強化する必要がある。

周辺の市有地・県有地の活用

- ・盆栽村内に点在する市有地の活用が期待されている。
- ・令和2年7月、大宮盆栽協同組合から市長と県知事に対して、自治人材開発センター敷地の活用に関する要望書が提出された。



ソフト・ハード両面からリニューアルを図り、これからも日本、そして世界における盆栽文化の中心施設であり続ける



■ 想定されるリニューアルの範囲

ソフトに関すること

- ・ 調査研究機能の充実
  - ・ 市民協働の推進
  - ・ 周辺市有地等の活用
  - ・ 盆栽産業の活性化
- 盆栽の文化財指定、盆栽学会の設立  
ボランティア組織の強化、美術館運営への参画  
周辺市有地等を活用した施設整備や事業展開  
公設盆栽園の設置

ハードに関すること

- ・ 展示・収蔵機能の充実
  - ・ 盆栽培養管理の充実
  - ・ インバウンド対策
  - ・ 来館者満足度の向上
- 展示室・収蔵庫の改修、ICTの活用、夜間照明の導入  
狭小な培養場の拡張、気象変化に応じた培養管理技術の導入  
評価される景観（庭園、池）づくり  
カフェ、情報コーナー、盆栽づくり体験コーナーの設置

3. スケジュール

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
大宮盆栽振興計画	アクションプランの作成	関係課所が協力して事業を開始			大宮盆栽村100周年
美術館リニューアル	業務委託を活用した調査研究	基本計画の策定	ソフト事業の開始	ハード事業の実施設計 工事・修繕	
イベント	豪州・キャンベラ樹木園との姉妹館提携	世界盆栽大会でのPR(豪州・パース)			さいたまBONSAIみらいフェア  世界盆栽大会でのPR(開催国未定)

## <参考1>「大宮盆栽振興プロジェクト ～大宮盆栽 次の100年へ～」の概要

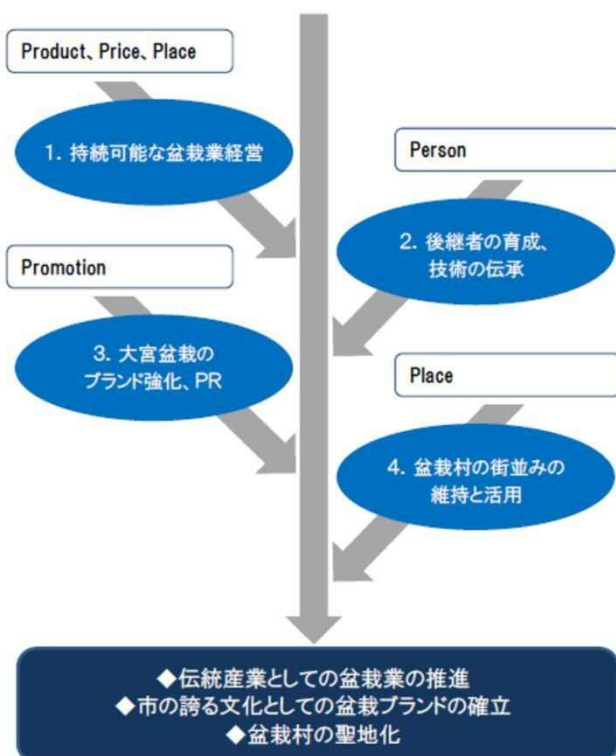
### 計画策定の目的

- 平成29年4月に「第8回世界盆栽大会inさいたま」が開催され、盆栽への関心が高まった。
- 今後も、本市の誇りである盆栽を維持、発展させていくためには、盆栽に対する機運が高まっているこの状況を逃すことなく、更なる盆栽振興を図っていく必要がある。
- 以上から、取組を体系的にまとめた行動計画を策定し、更なる振興を図っていく。

### 課題と解決の方向性

大宮盆栽村の課題	課題解決の方向性
愛好家の高齢化・減少等、業の継続・販路拡大に関する課題	持続可能な盆栽業経営
後継者不在、職人の減少、技術継承の場がない等、技術伝承・後継者に関する課題	後継者の育成、技術の伝承
外国人への盆栽普及の場が少ない、情報発信の不足等、普及活動に関する課題	大宮盆栽のブランド強化、PR
大宮盆栽美術館の充実等、地域資源の活用等に関する課題	盆栽村の街並みの維持と村の魅力づくり・活性化

### 盆栽振興方策の方向性



### 盆栽振興方策

- 持続可能な盆栽業経営
  - ・盆栽ビジネスモデルの構築に向けた検討
  - ・盆栽文化の発信強化
  - ・海外展開支援の検討
  - ・税制優遇措置等の検討
- 後継者の育成、技術の伝承
  - ・既存の盆栽園を継続していくための支援
  - ・国際盆栽アカデミーの充実と活用
  - ・盆栽師の育成支援
- 大宮盆栽のブランド強化、PR
  - ・大宮盆栽のブランド強化に向けた取組
  - ・情報発信の強化策
- 盆栽村の街並みの維持と活用
  - ・来訪者の増加策
  - ・美術館として来館者の満足度を高める取組
  - ・点（園）を線でつなぐコーディネート検討